

各位

会社名 株式会社パイオン  
代表者名 代表取締役社長 橋本 直樹  
(JASDAQ・コード2799)  
問合せ先 取締役管理本部長 松浦 友功  
電話番号 0120-045-036

## 株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更について、下記のとおり決議しましたのでお知らせいたします。

### 記

#### 1. 株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更の目的

平成19年11月27日に全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」及び、平成24年1月19日付「売買単位の100株と1000株への移行期限の決定について」の趣旨を踏まえ、当社株式の売買単位を100株とするため、当社株式を1株につき100株の割合で分割するとともに、100株を1単元とする単元株制度を採用いたします。

なお、この株式分割及び単元株制度の採用に伴う投資単位の金額に実質的な変更はありません。

#### 2. 株式分割の概要

##### (1) 分割の方法

平成25年9月30日(月曜日)を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する当社株式1株につき100株の割合をもって分割いたします。

##### (2) 分割により増加する株式数等

① 株式分割前の発行済株式総数	466,882株
② 今回の分割により増加する株式数	46,221,318株
③ 株式分割後の発行済株式総数	46,688,200株
④ 株式分割後の発行可能株式総数	179,832,800株

(注) 上記は、平成25年6月30日時点の発行済株式総数に基づく株式数であり、新株予約権の行使等により増減する可能性があります。

##### (3) 日程

(1) 基準日設定公告	平成25年9月13日(金曜日)
(2) 基準日	平成25年9月30日(月曜日)
(3) 効力発生日	平成25年10月1日(火曜日)

(4) 新株予約権の行使価額の調整

本株式分割に伴い、当社発行の新株予約権の1株当たりの行使価額を平成25年10月1日以降、以下のとおり調整いたします。

	取締役会決議日	調整前行使価額	調整後行使価額
第3回新株予約権	平成20年11月28日及び 平成20年12月12日	5,416円	55円
第4回新株予約権	平成20年11月28日及び 平成20年12月12日	5,416円	55円
第5回新株予約権	平成23年6月29日	12,768円	128円

3. 単元株制度の採用

(1) 採用する単元株式数

上記「2. 株式分割の概要」に記載した株式分割の効力発生日をもって単元株制度を採用し、単元株式数を100株とします。

(2) 新設の日程

効力発生日 平成25年10月1日(火曜日)

(ご参考) 東京証券取引所における当社株式の売買単位は、平成25年9月26日(木曜日)をもって1株から100株に変更されることとなります。

4. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

「2. 株式分割の概要」及び「3. 単元株制度の採用」に記載の株式分割及び単元株制度の採用に伴い、会社法第184条第2項及び第191条の規定に基づき、取締役会決議により、平成25年10月1日を効力発生日として、当社定款の一部を変更いたします。

- ① 発行可能株式総数を「2. 株式分割の概要」に記載した株式の分割の割合に応じて増加させるため、現行定款第6条(発行可能株式総数)を変更いたします。
- ② 株式の分割と同時に単元株制度を採用し、単元株式数を100株とするため、第7条(単元株式数)を新設いたします。なお、第7条の新設に伴う条数の繰下げも併せて行います。
- ③ 第6条の変更及び第7条の新設並びにこれに伴う条数の繰下げの効力発生日を定めるため、附則第1条及び第2条を新設いたします。

(2) 定款変更の内容

定款変更の内容は以下のとおりです。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行	変更案
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>1,798,328株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>179,832,800株</u> とする。

現行	変更案
(新設)	<u>(単元株式数)</u> <u>第7条 当社の単元株式数は、100株とする。</u>
第7条～第40条(条文省略)	第8条～第41条(現行どおり)
(新設)	<u>附則</u> <u>第1条 第6条の変更および第7条の新設なら</u> <u>びにこれに伴う条数の繰下げの効力発</u> <u>生日は、平成25年10月1日とする。</u> <u>第2条 前条および本条の規定は、平成25年10</u> <u>月1日をもってこれを削除する。</u>

以 上